

野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日

要綱第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地球温暖化の防止及び環境負荷の少ない新エネルギーの普及促進を図るため、村内の住宅及び併用住宅（以下「住宅等」という。）に太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において「システム」とは、住宅等で消費する電気を太陽光エネルギーから直接変換する機器及び変換された電気を供給するために必要な機器により構成される装置であって、余剰電力を電力会社に供給することができる機能を備えた最大 10 キロワット未満のシステムをいう。

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象者は、村内に住所を有し、村税(固定資産税・軽自動車税・村民税)の滞納がない者で、次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 自らが居住する村内の住宅等にシステムを設置した者
- (2) システムの設置に当たり、野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例（平成 22 年条例第 16 号）第 14 条に基づく届出を行い、同第 16 条の指導・助言に従い、うるおいのある美しいまちづくりに配慮する者
- (3) 野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を過去に受けていないこと。

(対象経費及び補助金の額)

第 4 条 第 1 条に規定する補助金交付の対象となる経費及び補助金額は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 村内において、自らが居住する住宅等にシステムを設置するための経費で、太陽電池モジュール、架台、接続箱、直流側開閉器、インバータ、保護装置、発生電力量計、余剰電力販売用電力量計、配線・配線器具等の購入及び据付工事に要する費用とする。
- (2) 補助金の額は、システムを構成する太陽電池の最大出力（キロワット表示とし、小数点以下 2 桁未満については切り捨てるものとする。）に 1 キロワット当たり 4 万 2 千円を乗じて得た額とする。ただし、16 万 8 千円を限度とする。
- (3) 未使用品のもの

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 経費の内訳が明記されている見積書又は工事請負契約書の写し
- (2) 工事着工前の現況写真
- (3) 設置予定箇所の位置図
- (4) システムの形状及び規模がわかるもの
- (5) 住民登録等に係る同意書(様式2号)

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）・不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第7条 補助対象者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日まで、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) システムの設置費用に係る領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) 電力会社との余剰電力販売契約書の写し
- (4) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (5) 野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例景観デザイン調整結果通知書の写し

(事業完了の確認及び補助金の額の確定)

第8条 村長は、実績報告書の提出があったときは、これを審査し、必要に応じて現地を調査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金の額を確定し、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第10条 村長は、偽りその他不正の手段により、補助金の交付の決定を受けたと認めるときは決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは返還させることができる。

(協力)

第11条 村長は、この補助金を受けてシステムを設置した者に対し、売電量及び買電量データの提示など必要な協力を求めることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

（提出先）

野沢温泉村長

住所 野沢温泉村大字

氏名 印

電話

野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 設置場所 野沢温泉村大字
- 2 太陽電池の最大出力 _____ kw
- 3 補助金交付申請額 _____ 円
- 4 着工予定年月日 平成 年 月 日
- 5 完了予定年月日 平成 年 月 日
- 6 添付書類
 - (1) 経費の内訳が明記されている見積書又は工事請負契約書の写し
 - (2) 工事着工前の現況写真
 - (3) 設置予定箇所の位置図
 - (4) システムの形状及び規模が分かるもの
 - (5) 住民登録等に係る同意書(様式 2 号)

様式第 2 号(第 5 条関係)

年 月 日

(提出先)

野沢温泉村長

(申請者)

住 所

氏 名

印

**住民登録の有無、村税の納税状況及び野沢温泉村うるおいのある
美しいまちづくり条例届出の確認にかかる同意書**

私は、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金についての申請に伴い、私の村税の納税状況、住民登録の有無及び野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例第 14 条に基づく届出について村長が確認することに同意します。

注：この同意書に基づき村税の納税状況と住民登録の確認を行い、村税を滞納されている場合や住民登録がされていない場合及び野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例第 14 条に基づく届出がされていない場合は、不交付となります。

補助金交付決定通知書

（申請者）

住 所 野沢温泉村大字

氏 名 様

年 月 日付けにて補助金交付申請のあった、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請について、補助金 円を次の条件を付して交付する。

記

- 1 補助金の交付対象となる事業は、住宅用太陽光発電システム設置事業とし、その内容は平成 年 月 日付け申請書に記載の内容とする。
- 2 野沢温泉村補助金等交付規則（昭和42年規則第5号）を遵守しなければならない

年 月 日

野沢温泉村長

補助金不交付決定通知書

（申請者）

住 所 野沢温泉村大字

氏 名 様

年 月 日付けで申請のありました野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので通知します。

年 月 日

野沢温泉村長

印

記

1. 交付しないことを決定した理由

以上

様式第5号（第7条関係）

野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

年 月 日

（提出先）

野沢温泉村長

（申請者）

住所 野沢温泉村大字

氏名 印

電話

年 月 日付け 野沢温泉村指令第 号で補助金の交付決定を受けた野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金に係る事業が完了したので、野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 設置完了年月日 年 月 日

2 太陽電池出力 _____ kw

3 補助金交付決定額 _____ 円

4 添付書類

- (1) システムの設置費用に係る領収書の写し
- (2) システムの設置状態を示す写真
- (3) 電力会社との余剰電力販売契約書の写し
- (4) しゅん工検査の試験記録書の写し
- (5) 野沢温泉村うるおいのある美しいまちづくり条例景観デザイン調整結果通知の写し

様式第6号（第8条関係）

野沢温泉村達 第 号
年 月 日

（申請者）

様

年 月 日付野沢温泉村指令 第 号で補助金交付決定のあった
野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金の額を 円
と確定する。

年 月 日

野沢温泉村長

様式第7号（第9条関係）

野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付請求書

年 月 日

（提出先）

野沢温泉村長

（申請者）

住所 野沢温泉村大字

氏名 印

電話

野沢温泉村住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、
下記のとおり補助金の交付を請求します。

記

1 請求金額 _____ 円

2 振込先

金融機関名	
支店・支所名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	